

## 日常生活用具・住宅設備改善費・福祉電話《給付・貸与》に係る同意書

日常生活用具・住宅設備改善費・福祉電話の給付・貸与決定をするために必要があるときは、福祉サービスの受給状況を新宿区長が確認することに同意します。

また、申請者の利用者負担額の決定に必要な新宿区が保有する個人情報を新宿区長が確認することに同意します。

利用者が18歳以上の方

利用者 \_\_\_\_\_ (印)

利用者の配偶者 \_\_\_\_\_ (印)

利用者が18歳未満の方

保護者 \_\_\_\_\_ (続柄) (印)

保護者 \_\_\_\_\_ (続柄) (印)